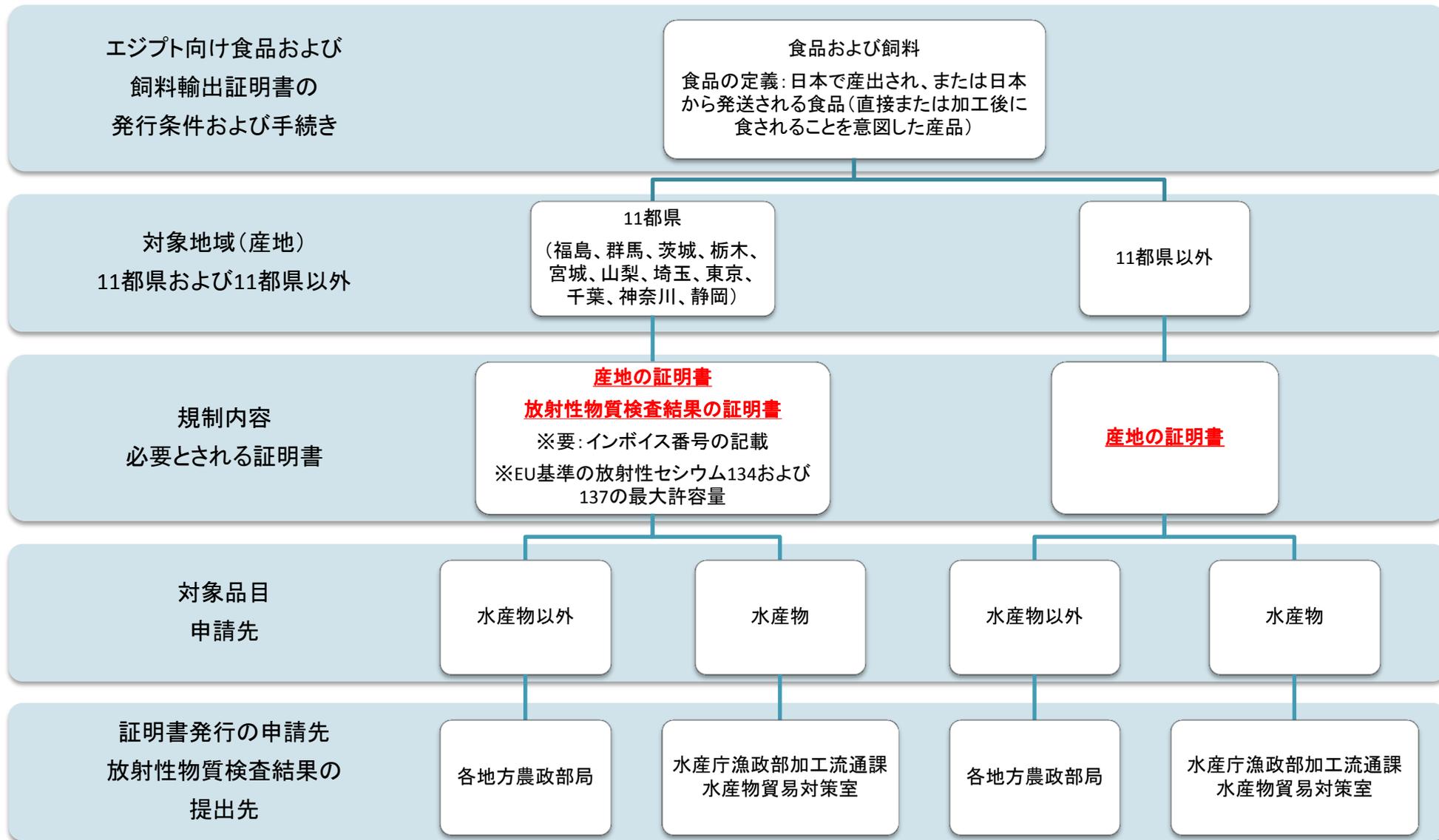


エジプトの輸入規制の主な状況

	日本		エジプト	
	改定後	改定前	改定後	改定前
	農林水産省:エジプトの輸入規制措置の概要(平成25年3月12日時点) 水産庁:平成25年3月12日一部改正←平成24年5月7日付24水漁第287号、水産庁長官通知「エジプトに輸出される水産物に関する証明書の発行について」	平成24年5月7日付24食産第669号、農林水産省食糧産業局総務課長および同省総局輸出促進グループ長通知「エジプト向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」および平成24年5月7日付24水漁第287号、水産庁長官通知「エジプトに輸出される水産物に関する証明書の発行について」	首相令2011年1348号	首相令2011年458号
施行日	2013年3月12日～	2012年5月7日～	2011年10月21日～	2011年3月10日～
輸入停止品目			地上および陸生の原材料、金属くず	食品、植物、植物商品、原材料、くず鉄、中古車部品・スペアパーツ
証明書の添付が必要な品目	(産地別品目) ①11都県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡)産の食品および飼料 ②11都県以外の食品および飼料 ※水産物の区別なし	(産地別品目) ①11都県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡)産の水産物以外の食品および飼料 ②11都県産の水産物 ③11都県以外の水産物以外の食品および飼料 ④11都県以外の水産物	食品・飼料	
証明書に求められる事項	(産地別品目) ①前項①の産地別品目: <u>産地に関する証明書</u> および <u>エジプト基準値(EU基準に準拠)に適合した放射性セシウム134および137の証明書</u> の貨物への添付 ②前項②の産地別品目: <u>産地に関する証明書</u> の貨物への添付 水産物以外の食品および飼料:各地方農政部局宛て申請 水産物:水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室宛て申請	①前項①の産地別品目:エジプト基準値(EU基準に準拠)に適合した放射性セシウム134および137の証明書およびインボイス番号を記載した検査結果の貨物への添付(各都道府県庁における農林水産物点食品の輸出を担当する部局宛て申請) ②前項②の産地別品目:協議中 ③前項③の産地別品目:産地に係る証明書の貨物への添付(各都道府県庁における農林水産物点食品の輸出を担当する部局宛て申請) ④前項④の産地別品目:産地に係る証明書の貨物への添付、放射性セシウム134および137の検査結果(コピー)の添付(水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室宛て申請、検査結果のコピーはエジプト政府の原子力エネルギー庁に提出)	日本の政府機関に認証された製造地、製造日、出港地、出港日、放射線の分析結果の証明書 ※食品・飼料以外、到着港での放射線検査の対象となる	条文記載なし

(出所) 各種資料を基に作成

**【2013年3月12日改定】 エジプト向けに輸出される食品などに関する証明書の発行手続きについて**



(出所)表に同じ